

SLN No. 101 2004. 3. 31

## 退職従業員らの作成したソフトウェアが 元勤務先の著作権を侵害するか争われた事例

(大阪地裁平成14年4月23日判決、大阪高裁平成15年7月15日判決)

### □第1審(大阪地裁判決)

#### I <事案の概要>

##### 1. (事案の概要)

(1) 原告は、市町村が道路等の土木工事を発注する際に入札の予定価格を計算する等の情報処理ソフト「公共工事設計積算システム」(原告ソフト)を開発し、著作権を有している。

(2) A,B,C,D,Eの5名は原告の従業員として原告ソフトの開発や営業に携わってきたが、平成7年、J社代表者と共謀して原告ソフトを無断複製したうえ原告を退社してJ社に入社し、原告ソフトの複製物をJ社ソフトとして販売した。なお、Aらは平成11年にこの複製行為について著作権法違反で起訴され、罰金刑が確定している。

(3) 別途、J社及び被告は新規に自治体向けの積算システムを共同開発することを合意し、B,C,Dらの関与のもとに、原告ソフトとは別の開発言語、開発ツールを用いて「自治体専用公共土木設計積算システム」と称するプログラム(被告ソフト)を作成し、J社は平成10年7月に同年3月10日創作とする創作年月日登録をSOFTICに行い、同11年に被告がJ社より被告ソフトの著作権を譲り受けて移転登録を了し、販売するようになった。なお、A,B,C,Dの4名は被告に雇用されている。

SOFTIC

© 2004 (財)ソフトウェア情報センター  
本誌記事の無断転載を禁じます。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4 階  
TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398  
E-mail: staff@softic.or.jp URL <http://www.softic.or.jp/>



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

## 2. (請求)

原告は被告に対し、(1)被告ソフトの作成、販売は、原告ソフトについての原告著作権(複製権、翻案権)を侵害するとして、被告ソフトの複製、頒布、翻案の差止を請求し、(2)被告は原告ソフトに関する営業秘密の不正取得があったことを知って取得し、又は取得後に不正取得行為が介在したことを知って使用したとして、営業秘密の使用・開示差し止め並びに原告ソフトを使用して開発した被告ソフトの廃棄を求め、(3)著作権侵害又は不正競争防止法違反による損害賠償を求めた。

## II <争点>

1. 被告ソフトは、原告ソフトを複製ないし翻案したものか。
2. 被告は、原告ソフトの著作権を侵害する行為をなしたか。
3. 被告は、原告ソフトに関する本件営業秘密が不正に取得されたことにつき悪意若しくは重過失でこれを取得し、又は本件営業秘密の取得後に、本件営業秘密について不正取得行為が介在したことにつき悪意若しくは重過失で本件営業秘密を使用若しくは開示したか(不正競争防止法2条1項5号、6号)
4. 損害の発生及び額

## III <第1審裁判所の判断>

1. 争点1.(被告ソフトは、原告ソフトを複製ないし翻案したものか。)について
  - (1)原告ソフトと被告ソフトのソースコードの比較
    - ア. 「プログラムの著作物は、プログラムの創作性ある『表現』について著作権法上の保護が及び、『表現』されたものの背後にある原理、アイデア等についてはその保護が及ぶものではないと解される。原告は、原告ソフトと被告ソフトが類似することの根拠として、(ア)条件値のチェック方法、(イ)仕様書(金抜き設計書)の出力禁止情報の制御方法、(ウ)既定値の表記及び処理内容を指摘するが、既定値の表記に関する主張事実を除けば、いずれもプログラムの表現上の類似点ではなく、アイデアに属する部分の類似点であるというべきである。」
    - イ. しかし、アイデアに属する類似性もプログラムの表現上の類似を示す徴表となりうる余地があるので検討する。(ア)条件値の3種類のチェック方法については、公共土木のコードブックの記載に従い被告ソフトに取り込んだものと解する余地があり、そうすると、3種類のチェック方法は誰がプログラムを作成しても同じようになる部分というべきであるから・・・被告ソフトが原告ソフトの特徴点において類似するとすることはできない。(イ)仕様書の出力禁止情報の制御方法につい

ては、ソフトの仕様から当然に導かれるもの、及び、独特の処理法法であるといえないものであり、双方のソフトの類似性を基礎付けるものではない。(ウ)既定値の表記及び処理内容については、両ソフトの表記において誤謬の生じ方が同一ではない。「既定値」を「規定値」とする表記についてもMSワード2000における「きていち」の漢字変換が最初に「規定値」と出力されること等、多くの誤った漢字表記が用いられており、誤った漢字表記がなされていたとしても被告ソフトが原告ソフトに依拠して作成されたことを示すものとはいえない。「基礎単価」という用語も一般的に積算業務で使用されている用語というべきであって、原告の特殊な用法であるとの主張は理由がない。

ウ. 原告の文書提出命令申立に係る被告ソフトのテーブル作成スクリプト、実行モジュールは著作権法114条の2第2項により被告に提示させたが、保護に値する技術上の秘密に関する事項に該当するので申立を却下した。そのため、同スクリプト、モジュールが提示されない状態における原被告のソースコードの比較をなした。「プログラムの表現上の類否は、本来ソースコードを対比すれば、複製ないし翻案権を侵害するものか否かが立証できてしかるべきところ、・・・原告ソフトと被告ソフトのソースコードを比較した結果に基づく立証によっても、被告ソフトが原告ソフトを複製ないし翻案したものであることを認めるには足りない。」

エ. 被告ソフトの開発等の経緯については、「被告ソフトの開発に携わったCらは、原告ソフトの開発、顧客への営業を行い、これを無断複製したことがあり、原告ソフトに関する情報を得ていた者ではあるが、・・・被告とJ社は、Cらの開発、製作作業を経て、約1年かけて開発して被告ソフトを作成したというべきであり、このことは・・・原告ソフトと被告ソフトの各ソースコードの間に、複製ないし翻案したことを示す同一性、類似性が認められないことにも合致する。」「ソフトウェアの提案書の内容が同一であることは、システムの基本的な設計思想、すなわちソフトウェア作成におけるアイデアのレベルにおいて、同一性ないし類似性を有することを推認させるとしても、著作権が保護の対象とするプログラムの創作性のある表現部分において、同一性ないし類似性を有することを推認させるものとはいえない。」

## 2. 争点3.(営業秘密の不正取得等)について

原告は別紙「営業秘密目録」記載の文書、電磁的記録が営業秘密にあると主張する。しかし、これらの文書、電磁的記録に記載されたどのような技術上又は営業上の情報が営業秘密にあたるのかについて、何等具体的な特定がされておらず、営業秘密であることの主張、立証はないといわざるを得ない。なお、同目録2の販売先と販売先担当者のリスト、需要見込みある地方自治体のリストについては、当該情報

について非公知性、有用性についての具体的主張、立証はなく、又、当該情報が窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により取得されたものであるとの主張、立証もない。

### 3. 結論

請求棄却

## □控訴審(大阪高裁判決)

### IV <事案の概要>

原告は、第1審の主張に加えて、一般不法行為に基づく損害賠償請求を追加した。なお、一般不法行為による請求は、著作権侵害、不競法による損害賠償と選択的に請求する趣旨であると判示されている。

### V <争点>

(控訴審における追加) 被告は、Cらが原告から持ち出した原告ソフトの歩掛かりデータをコンバートしたものを被告ソフトに組み込み、原告と競合する地域で被告ソフトを販売したか否か(一般不法行為の有無)

### VI <控訴審裁判所の判断>

概ね第1審判断を肯定し、更に、被告ソフトが原告ソフトの歩掛かりデータをコンバートしたものを組み込んだものとは認められないとして、控訴審における追加争点、一般不法行為のいずれについても退けて、控訴棄却とした。

### VII <若干のコメント>

1. 原告プログラムへのアクセスが認められる元従業員らの開発した被告プログラムについて、類似する部分はプログラムの保護される表現ではなくアイデアであるとして、複製権、翻案権の侵害が否定された事案である。

複製が問題とされる場合に、原告プログラムへのアクセスや複製のなされた事実は認定されたものの、被告プログラムについて侵害が認められないということは、被告プログラムに原告プログラムの創作性の認められる部分について実質的な類似性があると認定できなかったことを意味する。それは事実認定の問題であるが、立

証における制約の問題があったようにも思われる。すなわち、被告ソフトのうちテーブル作成スクリプトと実行モジュールは営業秘密であるとして文書提出命令は却下されている。そのため、裁判所は開示された被告プログラムのソースコードと原告プログラムのソースコードを比較し、「プログラムの表現上の類否は、本来ソースコードを対比すれば、複製権ないし翻案権を侵害するものか否かが立証できてしかるべきところ、・・・原告ソフトと被告ソフトのソースコードを比較した結果に基づく立証によっても、被告ソフトが原告ソフトを複製ないし翻案したものであることを認めるには足りない。」と判断している。しかし、テーブル作成スクリプトがなければソースコードをコンパイルできず、実行モジュールも作成できないのであるから、結局、開示されたソースコードが現実に販売されている実行モジュール形態のプログラムと同一であるか判断できないことになるのではないかとの疑問が生じる。被告プログラムとソースコードとの同一性については判決の中では触れられておらず、原告もその点については問題にしなかったということであろうか。

2. 判決が一般論として述べているアイデアが保護されないとする点、システムの基本的な設計はアイデアに属し、その同一性はプログラムの同一性を推認させないとする判示は正当と思われる。

(以上 : OG)